

## 中小企業BCP策定等緊急支援事業業務委託仕様書

### 1 委託事業名

中小企業BCP策定等緊急支援事業業務委託

### 2 委託事業の目的

災害発生時における県内企業の災害対応力及び災害後復旧力を底上げするため、中小企業、小規模事業者、事業協同組合及び企業組合（以下、「中小企業等」という。）の事業継続力を強化する取組に対して支援を行う。

### 3 委託事業の内容

本委託事業においては、下記に掲げる内容を実施することとする。

#### (1) 宮崎県版BCPひな形等の作成

##### ア 宮崎県版BCPひな形の作成

- (ア) 中小企業等のBCP策定を推進するため、宮崎県版BCPひな形（以下、「ひな形」という。）を作成する。
- (イ) ひな形は、宮崎県において発生リスクの高い、地震、台風、水害、竜巻等の「自然災害」及び新型コロナウイルス等の「感染拡大」の2種類の災害を想定したものとする。
- (ウ) 宮崎県においてBCP策定が特に推奨される業種を、産業別事業所数、従業員数、売上高、純付加価値額等に基づいて選定し（ただし卸売業・小売業、製造業、建設業、運輸業、宿泊業、飲食サービス業を必須とし、これに業種に関わらない汎用的ひな形を加えた7種以上とする。）、業種ごとの災害時対応を類型化することで、中小企業等が自己の業種の特性を踏まえた実用性の高いBCPを策定することのできるひな形を作成する。

##### イ ひな形を活用したBCP策定の手引の作成

- (ア) 宮崎県内の中小企業等が積極的に上記アを活用してBCPを策定することができるよう、策定の手順、要点、注意点及び記載例等を業種ごとに記載した手引（以下、「手引」という。）を作成する。
- (イ) Microsoft社製ソフトのPowerPoint、Word又はExcel（以下、「オフィスソフト」という。）を使用して作成すること。印刷部数は後述(2)の説明会に必要な部数に適当な予備を加えた部数とする。

※ 令和7年1月31日までに作成を終え、宮崎県商工観光労働部商工政策課に下記ア、イを提出すること。

ア 宮崎県版BCPひな形及び策定の手引

イ 上記アの電子ファイル（オフィスソフトで作成したデータ）を格納したCD-R又はDVD-R

(2) 経営指導員向けBCP策定支援説明会の開催

上記(1)で作成したひな形及び手引の中小企業等への普及及びひな形を活用したBCP策定の支援を行う商工団体の経営指導員に対し、ひな形の活用方法についての説明会を2回、異なる日程で行う。

(3) BCP策定推進パンフレットの作成

ア 宮崎県において発生リスクの高い自然災害及び新型コロナウイルス等の感染拡大の2種類の災害について、災害発生時に生じ得る損害及び事業が受ける影響を例を交えて紹介し、BCP策定の必要性及び効果を訴えることにより、県内の中小企業等におけるBCP策定の気運向上に資するパンフレットを作成する。

イ パンフレットには上記(1)で作成したひな形の紹介を含めること。

ウ パンフレットはA4判フルカラー印刷で、ページ数は8ページ前後とする。

(4) その他

上記(1)、(2)及び(3)のほか、これに付帯する業務を行う。

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 委託業務終了後の報告について

(1) 委託業務を完了したときは、業務委託契約書に基づき、業務完了報告書を作成し、宮崎県商工観光労働部商工政策課に1部提出すること。

(2) 業務完了報告書には次の書類を添付すること。

ア BCP策定推進パンフレット1部

イ 経営指導員向けBCP策定支援説明会の関係書類（配付資料、参加者名簿、開催状況の写真）

6 その他

(1) 受託者は、業務を行うにあたり宮崎県と十分な調整を行うこと。

なお委託業務を円滑に遂行するため、宮崎県は業務の進捗状況について受託者に報告を求めることができる。

- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて宮崎県と受託者が協議の上、定めるものとする。
- (3) 委託業務の実施に当たっては、安全管理、危機管理等について十分配慮すること。
- (4) 原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、宮崎県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (5) 委託業務の実施に当たっては、県民や事業者等の第三者からいささかの批判も受けることがないように十分配慮すること。なお、委託業務の執行に当たり、第三者との間に問題が生じた場合は、県と事前に協議の上、速やかに問題の解決を図ること。